

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程の一部を改正する規程（案）

旭川医科大学病院高齢者及び障がい者虐待対応委員会規程（令和2年旭医大達第9号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 皮膚科医師のうちから 1人	(1) 皮膚科医師のうちから 1人
(2) 整形外科医師のうちから 1人	(2) 整形外科医師のうちから 1人
(3) 眼科医師のうちから 1人	(3) 眼科医師のうちから 1人
(4) 救急科医師のうちから 1人	(4) 救急科医師のうちから 1人
(5) 形成外科医師のうちから 1人	(5) 形成外科医師のうちから 1人
(6) 総合診療部医師のうちから 1人	(6) 総合診療部医師のうちから 1人
(7) 副看護部長のうちから 1人	(7) 副看護部長のうちから 1人
(8) <u>医療ソーシャルワーカー</u> のうちから 2人	(8) <u>メディカルソーシャルワーカー</u> のうちから 2人
(9) 医療支援課長	(9) 医療支援課長
(10) その他委員長が必要と認めた者	(10) その他委員長が必要と認めた者
(略)	(略)
<u>附 則</u>	

この規程は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

【改正理由】

院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。